⑷　遅くとも出穂期までには防雀網を設置する。

⑸　使用した機械、器具、靴等に付着した土を洗浄するための洗場を設置しているとともに、組換えイネの隔離圃場外への漏出を防止するために、排水系には排水溝（排水ため池へ循環する装置、隔離圃場の四方に設置）、周囲にフェンス、堤防（30㎝）を設置している。

2　隔離圃場の作業要領

⑴　承認された組換えイネ及び比較対象のイネ品種以外の交配可能な植物が隔離圃場内の栽培実験区画で生育することを最小限に抑える。

⑵　組換えイネを隔離圃場外に運搬する場合は、組換えイネが漏出しないような構造の容器等に納めてから運搬する。組換えイネを保管する場合には、組換えイネが漏出しないような構造の容器内に納め、保管する。

⑶　隔離圃場内の栽培実験区画で栽培したイネの残渣及び発生した植物は、試験終了後速やかに隔離圃場内に鋤き込むことにより確実に不活化する。種子は漏出しないような容器に納め、オートクレーブにより不活化する。

⑷　隔離圃場で使用した機械、器具又は隔離圃場で作業した者の靴等は、作業終了後隔離圃場内で洗浄し、隔離圃場内の植物残渣、土等を外に持ち出さない等により、意図せずに組換えイネが隔離圃場外に持ち出されることを防止する。

⑸　隔離圃場の設備が本来有する機能を発揮するよう維持、管理を行う。

⑹　⑴から⑸に掲げる事項を、使用等をする者に遵守させる。

⑺　使用する組換えイネによる生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画に基づき、速やかに対処する。

○国土交通省告示第千三百五十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十一年十二月十八日

国土交通大臣　前原　誠司

第１　起業者の名称　国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社

第２　事業の種類

1　国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社起業に係る事業

一般国道468号新設工事［有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事］（神奈川県茅ヶ崎市萩園字深田地内から同県高座郡寒川町田端地内までの間及び神奈川県高座郡寒川町宮山地内から同町倉見地内までの間）及びこれに伴う町道付替工事

2　国土交通大臣起業に係る事業

一級河川相模川水系相模川改修工事（神奈川県高座郡寒川町宮山地内から同町倉見地内までの間）

第３　起業地

1　第２の１に係る事業

⑴　収用の部分　神奈川県茅ヶ崎市萩園字深田及び字島入地内

神奈川県高座郡寒川町田端、宮山及び倉見地内

⑵　使用の部分　神奈川県高座郡寒川町田端、宮山及び倉見地内

2　第２の２に係る事業

⑴　収用の部分　神奈川県高座郡寒川町宮山及び倉見地内

⑵　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第１号の要件への適合性

⑴　第２の１に係る事業

申請に係る事業は、神奈川県茅ヶ崎市西久保字上ノ町地内の西久保ジャンクション（仮称）から海老名市門沢橋字新田地内の海老名南ジャンクション（仮称）までの延長7.8㎞の区間（以下「本件圏央道区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道468号新設工事［有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事］及びこれに伴う町道付替工事」（以下「本件圏央道事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件圏央道事業のうち、「一般国道468号新設工事［有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事］」（以下「圏央道本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、圏央道本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

⑵　第２の２に係る事業

申請に係る事業は、神奈川県高座郡寒川町宮山地内から同町倉見地内までの延長0.9㎞の区間（以下「本件相模川改修区間」という。）における「一級河川相模川水系相模川改修工事」（以下「本件相模川改修事業」という。）である。

本件相模川改修事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件圏央道事業及び本件相模川改修事業（以下両事業をあわせて「本件事業」という。）は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

⑴　第２の１に係る事業

本件圏央道事業は、国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社（以下「中日本会社」という。）による合併施行事業であるところ、一般国道の新設は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件圏央道区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当し、また、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第２条第２項に規定する高速道路の新設は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第３条第１項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項に規定する協定（以下「協定」という。）に基づき、中日本会社が国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、本件圏央道事業について平成18年３月31日付けで中日本会社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と協定を締結し、同日付けで国土交通大臣の許可を受けていることなどから、起業者である国土交通大臣及び中日本会社は、本件圏央道事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

⑵　第２の２に係る事業

本件相模川改修区間は、河川法第９条第２項に基づく指定区間に指定され、神奈川県知事が河川法施行令（昭和40年政令第14号）第２条により管理を行っている。河川法第20条においては、河川管理者以外の者は、河川管理者の承認を受けて、河川工事を行うことができ、さらに、同法第95条の規定により、国が行う事業については国と河川管理者との協議が成立することをもって、同法第20条の承認があったものとみなすとされているところ、本件相模川改修事業については、平成11年７月16日付けで国土交通大臣が河川管理者である神奈川県知事に対して同法第95条の規定に基づく協議を行い、同年８月６日付けで神奈川県知事と協議が成立していることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件相模川改修事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　第２の１に係る事業

イ　得られる公共の利益

一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（以下「圏央道」という。）は、東京都心から半径約40㎞から60㎞の間に位置する神奈川県横浜市及び厚木市、東京都